

# 事業再構築補助金 要件/類型 チャート

## 申請要件

- 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%(or合計付加価値額15%)以上減少しており、2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して5%(or合計付加価値額7.5%)以上減少していること
- 事業計画を認定経営革新等支援機関等と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成

## 事業再編

組織再編（合併・会社分割・株式交換・株式移転・事業譲渡）＋下記4形態いずれかの事業再構築

類型要件	事業再編		業態転換		製造方法変更 (製造業のみ)	提供方法変更 (製造業以外)	
	新分野展開	事業転換	業種転換	業態転換			
	新市場に新商品を展開する	主たる事業を変更する	主たる業種を変更する	製造方法や販売方法を変える			
①新製品 (製品等の新規性要件)	過去製造実績なし	必須	必須	必須	必須	商品等の新規性要件 or 設備撤去等要件	
	主要設備変更						
	定量的に性能・効能が異なる (定量的に計測できる場合のみ)						
②新市場 (市場の新規性要件)	既存製品と新製品の代替性が低い (既存市場の売上減少NG)	必須	必須	必須	-	-	
③売上高 (売上高構成比要件)	3～5年の事業計画期間終了後の 最低条件	新たな製品が 総売上高の10%以上 (or総付加価値額の15%)	新たな製品の事業が 最も高い売上構成比	新たな製品の事業が 最も高い売上構成比	新製造方法の事業が 総売上高の10%以上 (or総付加価値額の15%)	新提供方法の事業が 総売上高の10%以上 (or総付加価値額の15%)	
④新製造方法 (製造方法等の新規性要件)	過去同じ方法での製造NG	-	-	-	必須 (製造方法)	必須 (提供方法)	
	新製造方法の主要設備変更						
	定量的に性能又は効能が異なる (定量的に計測できる場合のみ)						
	競合比較で製造方法の新規性						
その他		主な業種又は事業の変更なし	業種細分類変更	業種大分類変更	なし	商品等の新規性要件は、 製品等の新規性要件と同義	